集団的消費者被害のための 新しい2段階訴訟制度に関する 最高裁規則の制定

弁護士 野々山 宏

1 はじめに

少額多数被害が特徴で、従来は泣き寝入りしがちであった消費者の財産的被害を、消費者団体によって集団的に簡易迅速な回復を図るための「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」が、平成25年12月4日に成立し、同月11日に公布された。「消費者裁判手続特例法」の略称が使われることが多い(以下、本稿では、単に「特例法」という。)。

特例法は、3年以内の施行にむけて、手続当事者となる特定適格消費者団体(以下、本稿では、単に「団体」という。)の認定・監督に関するガイドラインが作成され、さらに特例法16条、30条が詳細を最高裁規則に委ねていることもあり、特例法に基づく訴訟手続の詳細について、平成27年6月29日に最高裁判所規則第5号「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する規則」が制定された(以下、本稿では、単に「特例規則」という。)。施行は、特例法の施行と同日とされている。筆者は、この特例規則を検討する「最高裁判所民事規則制定諮問委員会」の委員として議論に参加させてもらった。規則の全文や諮問委員会の議論の内容は、最高裁ホームページに公表されている」。

特例法は、新しい制度として、消費者被害を簡易迅速に集団的な被害回復を図ることを意図しており、消費者の権利の実効性の確保のためには、この訴訟制度が積極的に活用されていかなければならない。特例規則も特例法に基づく訴訟が円滑に実効性ある手続となる内容と運用が強く望まれる。一方で、特例法は、これまで日本にない新しい訴訟制度であり、通常の民事訴訟と異なるところも多く、理論上、運用上多くの論点や課題があることが指摘されている²。特例規則も、理論上、運用上の論点に関して議論のうえ制定されている。

2 総則(特例規則1条)

まず、重要な論点は、特例法は通常の民事訴訟法と 比べてどのような視点で解釈ないし運用されるかにつ いてである。特例法第1条は立法目的として、「消費者 と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差 により消費者が自らその回復を図ることには困難を伴 う場合があることを鑑み」と規定され、契約締結の場 面だけでなく被害回復等の紛争解決の場面においても 消費者と事業者との間には情報の質・量や交渉力に格 差があることを明確に宣言している。この格差是正の ために内閣総理大臣に認定された特定適格消費者団体 に訴権を与えており、特例法の解釈・運用にあたって は、格差是正が実現できる解釈をしていく必要があ る。この点、特例規則でも、特例法に基づく手続は民 事訴訟に比してより円滑・迅速性が求められるが、第 1条でその場合でも特例法の趣旨を踏まえることを明 確にしている。

そして、本制度は日本でこれまで経験していない新 しい制度であり、解釈や運用においては、実態を反映 させながら柔軟な対応が求められることを認識すべき である。制度を担う各当事者が工夫しながら、少額多 数の消費者被害を効率的に回復できる制度を実際に日 本に定着させていく姿勢が必要である。

3 共通義務確認訴訟に係る民事訴訟手続の特例(特 例規則2条から5条)

ここでは、第1段階の共通義務確認訴訟の、①訴状記載事項、②裁量移送、③弁論の必要的併合の申出の方式、④和解の際に明らかにすべき事項の、いずれも実務上重要な点について定めている。

訴状記載事項として、対象消費者の数によって管轄が異なることから、対象消費者の予想数を記載することとなったが、第1段階の訴訟の開始時に団体がその数を正確に把握することは困難なので、特例規則2条2項1号では「対象消費者の数の見込み」として、おおよその数で良いとされた。

また、和解をする場合には、共通義務の範囲を明確にするために、①対象債権及び対象消費者の範囲、② 事実上及び法律上の原因を明らかにする必要があることが規定された(特例規則5条)。

簡易確定手続と異議訴訟を加えると3段階となる訴訟構造において、被害金を請求する法的構成が複数ある場合の併合関係をどうするかについて問題となった。多数の当事者に多くの法律構成を認めると円滑・迅速を害する結果となるので、複数の法的構成がある

場合には、第1段階から選択的併合や予備的併合を義 務付けるべきとの意見がある3。特例規則の検討でも、 共通義務確認訴訟段階及び簡易確定手続開始申立段階 において、その旨を明記すべきではないかが議論と なった。しかしながら、共通義務確認訴訟段階及び簡 易確定手続開始申立段階においては個別具体的な対象 消費者が手続に参加していないため、参加消費者の個 別状況、証拠の有無等が一切不明である。そのため、 共通義務確認の訴えについて選択的又は予備的併合が 強制されれば、あるいは簡易確定手続開始の申立につ いて1つの請求を選択しなければならないとすると、 同一の勧誘や条項であっても、選択されなかった債権 を保有する対象消費者は2段階目の手続に参加でき ず、改めて第1段階から訴訟をしなければならないこ ととなる。また、事業者側の認否やその後の争いにお いて、他の請求であれば認められたかもしれない参加 消費者の被害回復の道を閉ざす恐れが大きい。処分権 主義の原則に則り、法律構成、併合形態の選択につい ては団体の主体的判断に委ねるべきである。特例規則 には共通義務確認訴訟段階及び簡易確定手続開始申立 段階において、単純併合として、選択的併合や予備的 併合を義務づけることはしなかった。ただし、第2段 階で個別対象消費者が債権届出をするときには個別事 情が判明しており、円滑・迅速の要請と2重請求とな らないように、できる限り1つの対象債権にしぼって 届出るとともに、数個の対象債権を届出る場合には順 位を付して選択的なものとすべきとされた(特例規則 19条)。

4 簡易確定手続(特例規則6条から35条)

共通義務確認訴訟で団体が勝訴した後の、第2段階 となる対象消費者の届出による簡易確定手続について 定めている。

また、簡易確定手続において、対象消費者から団体への手続の授権が行われるが、授権の証明は書面で行わなければならないとされた(特例規則20条)。多数の当事者を処理するためには、特定適格消費者団体に共通する簡易確定手続におけるコンピュータシステムの構築も必要となってくる。今後、電磁的に授権を確認するシステムも考慮されてくるであろう。「書面」を狭く解してこのようなシステムによる授権ができなくなる可能性がないようにすべきである。

少額多数の対象消費者の事件の場合には、メールによる通知・連絡もあり得るところである。メールによる通知・連絡ができなくなる解釈・運用は避けるべき

である。

さらに、特例規則26条は、相手方事業者から債権届 出団体に対して認否前に証拠書類の送付を求めること を認めた。円滑・迅速な手続進行には資するが、相手 方事業者が探索的に実施して、対象消費者の証拠の有 無によって認否をする濫用的行使の危険がある。本制 度は、そもそも事業者と消費者との間に情報力・交渉 力の格差があることを踏まえて導入されたことに留意 すべきであり、通常であれば、事業者は、契約書、顧 客情報等認否のために必要な証拠書類を有していると 考えられる。そのため、「必要があるとき」の要件を 厳格に解した訴訟運営が望まれる。例えば、商品の品 質に問題があり、「製造番号○番から○○番までの商 品を購入した消費者」が対象消費者である場合に、事 業者には、誰が何番の商品を購入したか不明であるた め認否ができないという限られた件など、消費者に証 拠書類の提出を求める必要があり、事案の性質上証拠 書類を確認しないと認否ができない場合に限定される べきである。

5 異議後の訴訟に係る民事訴訟手続の特例(特例規 則36条から38条)

簡易確定手続における裁判所の決定に納得できない 当事者がこれに対して異議を述べると、通常訴訟に移 行する(特例法52条)。この場合の、①裁量移送、②授 権の証明、③訴訟手続の受継の申立の方式について、 特例を規定している。

6 仮差押え等(特例規則39条から42条)

特例法は、被保全債権の具体的な当事者や額が確定していない第1段階で仮差押えを認めた。第2段階以降、多数の個別の対象消費者がいくつかの段階で時間をおいて順次債務名義を取得する。債務名義取得後の仮差押えをした財産の強制執行を、団体の裁量を認めるか、機械的に決めていくべきかが問題となる。特例規則は、この点特にどちらにするか定めなかった。いずれ実務において決着しなくてはならないが、申立人の意思を尊重する処分権主義に合致し、団体の裁量による柔軟な対応が出来、執行においても簡便となる、団体の裁量を認める取り扱いが妥当と考える。

7 おわりに

特例法に基づく制度は、実際の訴訟手続が始まれば、さらに新たな理論上、運用上の論点や課題が生じてくることは間違いない。消費者法に携わる研究者と

法律実務家がともに知恵を絞って、これらの論点や課題の解決に向けて研究し、訴訟に取り組み、同法による新しい制度が国民に高い評価を受ける実績をあげていけるよう努力していかなくてはならない。

1 規則全文

http://www.courts.go.jp/vcms_lf/270629syouhisyakisoku.pdf 最高裁判所民事規則制定諮問委員会 議事録

http://www.courts.go.jp/saikosai/vcms_lf/270629gijiroku.pdf 配付資料

http://www.courts.go.jp/saikosai/iinkai/minzikisoku/minzi_siryo_270310/index.html

- 2 理論上、運用上の論点・課題については、山本和彦『解説 消費者裁判手続特例法』(弘文堂H27)、町村泰貴『消費者のための集団裁判』(LABO H26)、消費者庁消費者制度課『一問一答 消費者裁判手続特例法』(商事法務 H26)、千葉恵美子ほか『集団的消費者利益の実現と法の役割』(商事法務 H26)、三木浩一ほか「(特別座談会)消費者裁判手続特例法の理論と課題」論究ジュリスト9号138頁(H26)、町村泰貴「消費者裁判手続特例法の共通義務確認の訴えと訴訟物」北大法学論集65巻3号57頁(H26)、伊藤眞「消費者被害回復裁判手続の法構造」法曹時報66巻8号1頁(H26)、特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会「特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等について」消費者庁ホームページ、日本弁護士連合会「『特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会』報告書に対する意見書」日弁連ホームページ などの文献がある。
- 3 前掲伊藤